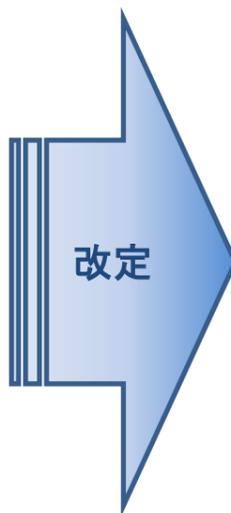
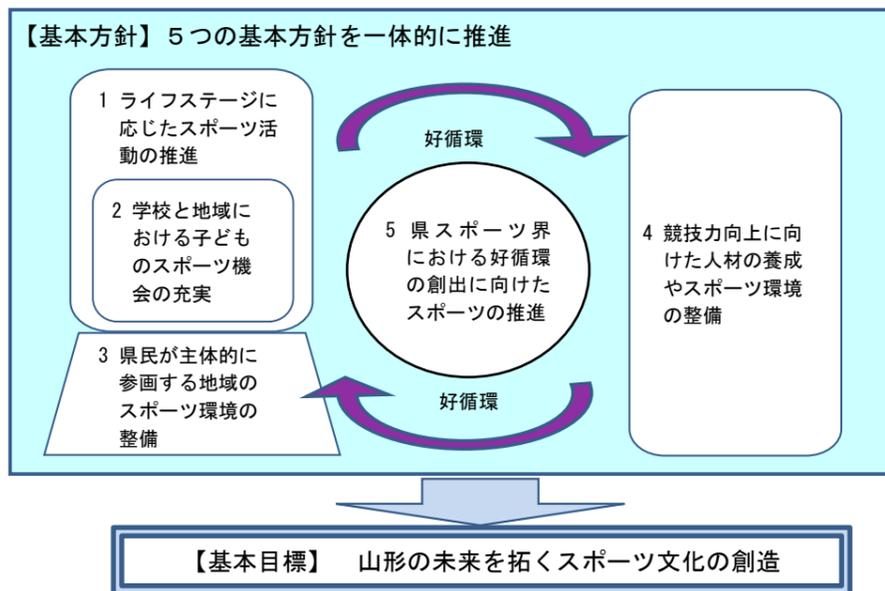


山形県スポーツ推進計画<後期改定計画> 概要版

1 山形県スポーツ推進計画(平成 25 年 3 月策定)

- (1) 位置付け スポーツ基本法第 10 条に基づき、国のスポーツ基本計画を参酌して、地方の実情に即したスポーツの推進に関する目標や施策の方向性、具体的な施策を示すもの。
- (2) 対象期間 平成 25 年度からの 10 年間
- (3) 進行管理等 外部有識者で構成する山形県スポーツ推進審議会において事業効果などを検証するほか、計画後期(平成 30 年度からの 5 年間)の取組みについては、現状と課題の分析などを行い、改めて展開すべき施策を示す。
- (4) 計画骨子



2 改定の背景と新たな施策展開の必要性

- (1) 社会情勢の変化や国の動向(第 2 期スポーツ基本計画の策定/H29 から 5 年間)
 - ① 少子高齢化を伴う人口減少と地域コミュニティ機能(地域活動など)の弱体化、育児・介護との両立など多様なニーズへの対応
 - ② 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催と、その先を見据えた競技力向上と経済・地域活性化への取組み
- (2) 山形県スポーツ推進審議会からの意見(抜粋、H29 年 11 月開催)
 - ① 生涯にわたるスポーツライフの基礎となる幼児期からのスポーツ機会の提供
 - ② 総合型地域スポーツクラブを市町村事業で有効活用するための連携体制の構築
 - ③ 児童・生徒のスポーツ意欲向上のための“スポーツで笑顔をつくる取組み”の推進
 - ④ 地域力・組織力を活かした“山形のスポーツ”の普及拡大
 - ⑤ 地元企業等と連携してのアスリートの県内定着・回帰とスポーツ活動への参加・協力の促進

3 山形県スポーツ推進計画<後期改定計画>〔平成 30 年度からの 5 年間※〕

※ 部活動改革の推進に伴い、地域スポーツのあり方をはじめとしたスポーツ環境全体に影響が生ずることが見込まれたこと等から、令和 4 年度山形県スポーツ推進審議会において計画期間を 2 年間延長し、対象期間は令和 6 年度末までとなっている。

《改定のポイント》

- 誰もが生涯を通して楽しめる「する」「みる」「ささえる」スポーツ活動の一層の推進
- オリンピック・パラリンピックのメダリスト輩出に向けた支援・強化策の確立
- スポーツを通じた活力ある地域社会の実現

【基本方針】 3つの基本方針を連動させながら各施策を着実に実施



総合型地域スポーツクラブ活動の充実
幼児期からの親子ダンス教室

1 生涯を通して楽しめるスポーツ活動の推進

- ・幼児期から高齢期までライフステージに応じて楽しめるスポーツ機会の提供
- ・学校の体育・運動部活動に関する活動の充実
- ・スポーツに関わる人材の育成と場の充実



南東北総体 2017(インターハイ)での活躍の様子
(写真提供: 山形新聞社)

2 トップアスリート育成に向けた支援・強化策の確立

- ・メダリスト育成への支援・強化策の確立
- ・ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の充実・強化
- ・スポーツにおける誠実性・健全性・高潔性(インテグリティ)の向上

3 スポーツを通じた活力ある地域社会の実現

- ・プロスポーツの活用、スポーツツーリズムの展開等による地域の賑わいづくりの推進
- ・スポーツ施設等の整備と地域資源の有効活用
- ・アスリートの県内定着・回帰及び活躍の場の拡充



2018 平昌冬季五輪での活躍期待
スピードスケート日本代表に選出された本県にゆかりのある4選手(写真提供: 山形新聞社)



2020 東京五輪ホストタウンへの取組み
ブルガリア新体操チーム事前キャンプ(H29.6.14~28 村山市)

【基本目標】 山形の未来を拓くスポーツ文化の創造